

## 5 監査公表第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年9月21日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月9日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	篠原 達也
同	水町 博之
同	本野 正紀

### 1 監査報告と措置の件数

4 監査公表第7号（令和4年5月26日付福岡市公報第6867号（別冊）公表）分

…1件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

#### 1 局別監査

（2）保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>（ウ）補助金等の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>令和元年度の補助金及び公有財産購入費の支出において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、補助金及び公有財産購入費の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>A ふくおか環境財団運営費補助金は、「（公財）ふくおか環境財団運営費助成事業補助金交付要綱」及び「葬祭場解体、敷地環境整備等の費用（確定）の支払いに係る協定書（平成29年度以降）」の規定に基づき、公益財団法人ふくおか環境財団（以下「財団」という。）が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。</p>	<p>「A ふくおか環境財団運営費補助金」並びに「B 葬祭場及び葬祭場附属建物に係る公有財産購入費」の支払遅延については、支払処理を失念していたことが原因であるため、令和2年4月に支出管理表を作成し、複数の職員で支出管理を行うこととし、支払い漏れがないよう適切な事務処理を実施している。</p> <p>また、「C 振込手数料」を指定管理料で精算させていたことについては、財団が償還金の支払処理をすることは、指定管理の運営業務の一部であり、その経費として処理することが可能と判断したことが原因であるため、改めて指定管理業務の内容を確認するとともに、福岡市葬祭場の管理運営に係る基本協定書や指定管理に関するマニュアルを令和4年2月に職員に周知することで、適切な事務処理を行っている。</p>

しかしながら、「ふくおか環境財団運営費助成事業補助金（3月支払分）」について、令和2年3月24日までに支払うべきところを3月31日に支払っていた。

B 葬祭場及び葬祭場附属建物に係る公有財産購入費は、「葬祭場譲渡代金確定契約書」及び「葬祭場附属建物譲渡代金確定契約書」の規定に基づき、財団が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。また、支払遅延に対する遅延利息は、政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和24年法律第256号）第10条の規定に基づき、同法第8条の規定により計算した金額を支払わなければならない。

しかしながら、「葬祭場譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い（3月支払分）」及び「葬祭場附属建物譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い（3月支払分）」について、令和2年3月24日までに支払うべきところを3月31日に支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。

C 上記A及びBの支払遅延により、財団が償還用口座に資金を移動するために発生した振込手数料について、財団を指定管理者とする福岡市葬祭場の管理運営業務ではないにもかかわらず、指定管理料で精算させていた。

（保健医療局生活衛生課）

る。

なお、「A ふくおか環境財団運営費補助金」についても支払遅延に対する遅延利息の対象となることが判明したため、政府契約の支払遅延等に関する法律の規定により計算した金額を、「B 葬祭場及び葬祭場附属建物に係る公有財産購入費」の支払遅延に対する遅延利息とあわせて、財団に対して令和5年2月17日に支払った。